

令和元年6月5日開会
(第6回総会)

雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

第6回雲仙市農業委員会総会議事録

- 1 招集日 令和元年6月5日(水)
- 2 開会日時及び場所
令和元年6月5日(水) 午後1時59分
雲仙市役所本庁舎別館3階会議室
- 3 閉会日時 令和元年6月5日(水) 午後2時45分
- 4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 草野 英治	2番 大島 忠保	4番 東 康敬	5番 林田 剛
7番 渡部 篤	8番 平野 利光	9番 馬場 保	10番 徳永 玉義
11番 三浦 憲二	12番 内田 弘幸	13番 池田 兼三	14番 松尾 茂敏
15番 川内 幸徳	16番 草野有美子	17番 鶴崎 進	18番 大久保信一
19番 小筏 正治			

(2)欠席者(2名)

3番 松永 一	6番 森崎 茂徳
---------	----------

5 議事に参与した者

事務局長	坂本 英知
次 長	増富 浩彦
参事補	原田 誠二
主 事	北尾 祥

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第27号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第5 議案第28号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について
- 日程第6 報告第3号 非農地判断の取り消しについて
- 日程第7 報告第4号 非農地通知の発出について

午後1時59分開会

○事務局長（坂本 英知君） 本日は、松永委員、森崎委員のほうから欠席の報告があつております。そして、草野委員のほうからおくれるとの報告があつておりますので、ご報告いたします。

本日の出席者は、法の規程による過半数に達しておりますので、会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

○議長（小筏 正治君） どうも、皆さんこんにちは。

そろそろ田植えも始まるかという時期に入りまして、また、いろいろと大変、農作業等忙しい中にご参集いただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和元年第6回雲仙市農業委員会総会を開催いたします。

各委員の協力方よろしくお願いいたします。

座って進めさせていただきます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、5番、林田委員、8番、平野委員、両委員を指名いたします。

議事に入る前に、申請の取り消しがあつておりますので、ご報告をいたします。

議案書8ページ、議案第27号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について。その受付番号1番について、本申請は農地中間管理事業による申請と重複しており、中間管理事業を用いた貸借を希望されているため、本申請の削除をお願いいたします。なお、これに伴い、受付番号が順次繰り上げとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第4号、非農地通知の発出についてまでの議案4件、報告2件となります。

それでは、事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書2ページをごらんください。

議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたので総会の議決を求める。令和元年6月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長よりお願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号26番から28番です。

受付番号26番、27番は、譲受人が同一の案件であり、26番は耕作利便のため買い受ける

案件で、27番は親より譲り受ける案件です。

受付番号28番は、現在借り受けている農地を譲り受ける案件です。

受付番号26番から28番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号26番から28番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

どうでしょうか。26番から28番、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号29番です。

受付番号29番については、譲受人が耕作利便のため買い受ける案件です。

受付番号29番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号29番について、何かご質疑ありませんか。29番、どうでしょうか。鶴崎委員、どうぞ。

○委員（17番 鶴崎 進君） 17番、鶴崎です。

受付番号29番についてですけど、3反5畝ほど耕作をしているようですが、申請地も含めて、5反に至らないようですが、いかがでしょうか。

○議長（小筏 正治君） 今、鶴崎委員のほうから、下限面積に対することですね。はい、どうぞ。

○事務局（北尾 祥君） 下限面積は5反となっているんですが、今回の案件については、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地を一体として利用しなければ、利用することが困難であり、特例として5反を満たさず取得できるというところで扱っております。

○委員（17番 鶴崎 進君） そうですか。ありがとうございます。

○議長（小筏 正治君） 今の件でほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） それでは、ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいたします。

○委員（13番 池田 兼三君） 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号30番から32番です。

受付番号30番から32番は、借人が同一の案件であり、新規就農のため農地を買い受ける案件です。

受付番号30番から32番について、現地調査並びに協議結果において、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号30番から32番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、受付番号26番から32番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第3、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書5ページをごらんください。

議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による許可申請について農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年6月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

受付番号12番から14番の3件の申請がっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。

○委員（4番 東 康敬君） 議席番号4番、東部調査会長の東です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号12番です。

受付番号12番について、申請人は太陽光発電施設用地への転用を計画されています。申請地は平成30年9月に農振除外がなされており、周囲を宅地に囲まれているため、第2種農地と判断しました。周りの地目宅地を併用し、申請地の農地811平方メートルを含めて5,753.39平方メートルでの事業計画となっております。

受付番号12番について、現地確認においても特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号12番について、何かご質疑はありませんか。どうでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。

○委員（9番 馬場 保君） 議席番号9番、中部調査会長の馬場です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号13番から14番です。

受付番号13番について、申請人は住宅用地への転用を計画されています。申請地は平成30年9月に農振除外がされており、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、周辺には集落があるため、例外的に許可できる案件であると思われます。

受付番号14番について、申請人は車庫・物置用地兼店舗駐車場用地への転用を計画されています。申請地は農振白地、島原鉄道の吾妻駅から周囲おおむね500メートル以内の区域内の農地であるため、第2種農地と判断しました。

受付番号13番から14番について、現地確認においても特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長（小筏 正治君） ありがとうございます。

それでは、受付番号13番から14番について、何かご質疑ありましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請については、受付番号12番から14番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。

次に、日程第4、議案第27号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書7ページをごらんください。

議案第27号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について

農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年6月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

受付番号1番から6番は、貸借に係る案件となっております。7番から19番につきましては、所有権移転に係る案件となっております。20番から31番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件となっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、議案第27号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から6番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。1番が取り下げですね。2番から6番までですね。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） 次に、所有権移転に係る受付番号7番から19番について、ご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ないようでしたから、最後に、農地中間管理事業に係る受付番号20番から31番について、何かご質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第27号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。

次に、日程第5、議案第28号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書21ページをごらんください。

議案第28号、農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年6月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

受付番号は1から24番となっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農用地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込み

をした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第28号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございましたらお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、議案第28号、農用地利用配分計画（案）については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議ないようですので、議案第28号、農用地利用配分計画（案）につきましても、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第6、報告第3号、非農地判断の取り消しについて、事務局より報告を求めます。

○事務局（原田 誠二君） 議案書32ページをごらんください。

報告第3号、非農地判断の取り消しについて

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について異議があったので、農地法第2条第1項の「農地」に該当する旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和元年6月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第3号について、ご質疑がありましたらお願いいたします。はい、どうぞ。東委員。

○委員（4番 東 康敬君） 4番、東です。

この非農地通知の取り消しの中でですよ、この28番からずっとこう、地積調査との重複のためということですとずっとありますよね。これは、どういう意味でこういう形になるわけですか。

○議長（小筏 正治君） 事務局。

○事務局（北尾 祥君） 28番から、国土調査との重複のためということなんですけど、農業委員会が非農地通知を発出したのが、2月20日付で発出したんですが、小浜町の北木指の一部の地区で国土調査が行われておりまして、ちょうど時期が重複し、国土調査の成果の登記を済ませてからじゃないと、非農地通知での地目変更ができないということで、法務局から連絡がありました。さきに非農地通知で地目変更をしてしまうと、国土調査の登記ができなくなってしまうおそれがあるということで、至急、非農地通知を一旦取り消しました。この取り消しをした分については、実際、赤判定が出ているところなので、国土調査の登記が終わってから、再度新しい地番と面積で非農地通知を発出するように、今年度、予定をしております。

以上です。

○委員（4番 東 康敬君） もう一つよかですか。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○委員（4番 東 康敬君） 我々がパトロールをしている際、道がなく現地確認不能で、一角、もう山だねというのは、現地確認はせずに、もう一角赤判定をするときあるわけですか。しかし、これを見れば、一角ばっとう山状になった一角にちょこっとばかり何かを植えたという現状があるわけですか。そこら辺の取り扱い自体を、今から先も、そういう取り扱いでいいのか、ここを一筆一筆見れというのかですか。そこら辺の判定の仕方。

○議長（小筏 正治君） はい、どうぞ。

○次長（増富 浩彦君） 本来は一筆調査となっておりますので、一筆ずつ見てもらえばいいかとは思いますが、山の中で道がないところということであれば、離れたところからの確認でも構わないです。異議申し立てのところはちょっと入っていったんですけど、もう行き切らんところも実際あるとですね、東委員が言わすごとですね。パトロールの前に1回お話をしたいと思っております。

○委員（4番 東 康敬君） はい、わかりました。

○委員（1番 草野 英治君） 小浜でもあったんですけど、夏に見るもので、草が覆っておつてですね、これである、23番で言うと梨の木あったんですけど、そこまでセイタカアワダチソウが植わつとるわけですよ、夏に見たら。だけんもう山になっておる感じで、荒れとるという感じで見えたんですけど、冬になったら、やっぱりちょっと枯れとって、その梨の木の花がちょっと見えたんですね。だけんが、やっぱり夏に見るもんやけ、余計、草が栄えとって荒れて見えたり、山に見えたりするときもあるとかもしれないですね。

○委員（2番 大島 忠保君） パトロールのなかで見て、農地じゃないと判断をしたものに対して所有者が、それは非農地じゃなかと言え、またその辺の話合いの中でですね。

○議長（小筏 正治君） この案件につきましては、増富次長から話があったように、またパトロールのときに入れば、そのような話もして、どのように判断するかを決めるようにいたしますので、今のところはいいですかね。はい、どうぞ。

○委員（12番 内田 弘幸君） 非農地通知は、赤判定で非農地通知ば出すじゃなかですか。そして、異議申し立てが出て来たときは、取り消したあとは、やっぱり管理ばちゃんとしてくれるということは、やっぱりもうちょっと強く言うてよかとかな。

○次長（増富 浩彦君） どうしても農地で残すなら、意向調査というとはかけんばいかんとですか。非農地通知じゃなくて、農地で残したら、当然、耕作放棄地の、黄か緑にそういうところはなると思うんですけど、そういったところには意向調査ばかけるもんやけん、意向調査の返ってきてからの話になりますね。自分で耕作さすとか、機構に預けてもよかとかというとは、意向調査ばかけた後に指導、自分で耕作ばするって書いてこらせば、指導はしていかんばいかんとじゃなかですかね。

○委員（12番 内田 弘幸君） 異議申し立てをして非農地じゃなかと言うとなら、やっぱりそこそこちゃんと管理ばしてもらわんば、だめばいということは言うていかんばいかんとですね。

○次長（増富 浩彦君） そうですね、はい。

○議長（小筏 正治君） ほかにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ほかにご質疑がないようですので、次に、日程第7、報告第4号、非農地通知の発出について、事務局より報告をお願いいたします。

○事務局（原田 誠二君） 議案書57ページをごらんください。

報告第4号、非農地通知の発出について

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和元年6月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書58ページをごらんください。

受付番号1番の1件になっております。

以上です。

○議長（小筏 正治君） それでは、報告第4号について、何かご質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご質疑がないようですので、お諮りします。

本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小筏 正治君） ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 6月 5日

議 長

署名委員

署名委員